

## 政治資金監査マニュアル等の改定に係る論点整理

政治資金監査マニュアル（以下単に「マニュアル」という。）においては、政治資金監査制度の運用状況を見極めながら、マニュアルに定める手続きが実際の運用にそぐわない場合などには、必要に応じマニュアルの改定を図り、その内容に改善を加えていくことが必要であることとされている。

平成21年分の収支報告書に対する政治資金監査の運用状況及び当委員会事務局に寄せられた登録政治資金監査人からの質問・要望を踏まえて、マニュアル及び政治資金監査に関する研修テキスト（以下単に「テキスト」という。）の改定について検討する。

### 1 改定に係る検討の視点

マニュアル及びテキストの改定に当たっては、以下の視点から検討を行う。

#### (1) 政治資金監査の方法の変更

これまでの政治資金適正化委員会での審議や登録政治資金監査人のアンケートを踏まえ、政治資金規正法の改正を伴わない範囲で、政治資金監査の方法を変更するかどうかを検討する。

#### (2) マニュアル等の内容の充実

法定研修及び政治資金監査が円滑に実施されるよう、マニュアル等の内容の充実を検討する。

- ①政治資金適正化委員会において公表した見解の追加
- ②政治資金監査に関する Q&A の追加
- ③記載内容の追加・表現の明確化
- ④語句の表現の統一
- ⑤テキストの構成の見直し

### 2 主要な改定検討箇所について

#### (1) 政治資金監査の方法の変更

##### ア 人件費の政治資金監査報告書における取扱いについて

平成 21 年度第 5 回委員会において、政治資金監査マニュアルの改定の検討の中で検討することとされた論点

→ 資料 C において検討

## (2) マニュアル等の内容の充実

### ① 政治資金適正化委員会において公表した見解の追加

#### ア 「領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」の追加

##### (課題)

テキストの参考資料として掲載している平成21年度第3回委員会資料「領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」は、支出の目的が記載されていない領収書等の取扱いという政治資金監査の方法を記載しており、全ての関係者に周知すべきと考えられる。

##### (改定の方向)

当該内容について、マニュアル本文に記載する。

### ② 政治資金監査に関するQ & Aの追加

#### ア 政治資金監査に関するQ & Aのうち重要なものの追加

##### (課題)

これまで公表した政治資金監査に関するQ&Aのうち、国会議員関係政治団体の義務の範囲や政治資金監査の一般的な方法を示すものなど、国会議員関係政治団体を含む全ての関係者に周知すべきものについては、マニュアル等に記載する必要があると考えられる。

##### (改定の方向)

- i 以下のQ&Aの内容をマニュアル本文に追加する。

##### QⅡ－1（業務制限）

政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間、業務制限に該当してはならないこと。

##### QⅢ－2（年の途中に区分の異動した政治団体の政治資金監査）

領収書等の徴収義務はあるが、領収書等を徴し難かった支出の明細書又は振込明細書に係る支出目的書の作成義務がない支出について、領収書等がない場合、領収書等亡失等一覧表に記載を求めないこと。

##### QⅣ－14（政治資金監査契約書への収入印紙の貼付）

政治資金監査契約書は請負に関する契約書であることから、契約額に応じた収入印紙の貼付が必要であること。

##### QⅣ－15（政治団体の源泉徴収義務）

政治団体が登録政治資金監査人に政治資金監査報酬を支払う場合、所得税を源泉徴収する必要があること。

**Q IV-16（政治資金監査報酬受領時の領収書等への収入印紙の貼付）**

登録政治資金監査人が発行する政治資金監査報酬受領時の領収書等は、営業に関しない受取書に該当するため、収入印紙の貼付は必要ないこと。

**Q IV-19（政治資金監査の対象となる政治団体の範囲）**

収支報告書に記載すべき収支が0円であり、かつ、報告すべき年の12月31日現在（解散分の場合は解散日現在）で国会議員関係政治団体でなかった場合、政治資金監査を受ける必要がないこと。

**Q IV-20（政治資金監査の対象となる政治団体の範囲）**

前年からの繰越額のみを計上し、かつ、報告すべき年の12月31日現在（解散分の場合は解散日現在）で国会議員関係政治団体でなかった場合、政治資金監査を受ける必要がないこと。

- ii 以下については、登録政治資金監査人に周知すべきことから、テキストに追加する。

**Q II-5（役職員の範囲）**

単に国会議員関係政治団体に入会し、会費を支払っているだけの会員は、役職員に該当しないこと。

**Q V-14（支出を証する書面）**

クレジットカードの月次利用明細書は、領収書等に該当しないこと。

**Q V-15（支出を証する書面）**

見積書、利用代金明細書、請求書、納品書等は、領収書等として認められないこと。

**Q V-23（国会議員関係政治団体による領収書等への追記）**

領収書等に支出の目的が記載されていない場合、国会議員関係政治団体側で追記することは適当でないこと。

**③ 記載内容の追加・表現の明確化****ア 国会議員関係政治団体の主たる事務所で政治資金監査を行うことの明確化****（課題）**

政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行うこととしているが、マニュアルの記載上、国会議員関係政治団体の事務所で行わなければならないこととしているにとどまり、記載内容に不足のある部分がある。

**(改定の方向)**

マニュアル上も、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行うことを明示する。

**イ 高額領収書等についてのみ、あて名を確認することの明確化  
(課題)**

政治資金監査実施要領における説明内容では、あて名を確認すべき領収書等については、1件1万円を超える高額領収書等についてのみであることが記載されておらず、記載内容に不足があると考えられる。

**(改定の方向)**

高額領収書等についてのみ、領収書等のあて名を確認すべきことを明確にする。

**ウ 領収書等を徴し難い事情に関する説明の追加  
(課題)**

領収書等を徴し難い事情の具体例の説明については、具体例ごとの説明内容の位置づけが統一されておらず、説明が不十分な部分がある。

**(改定の方向)**

具体例を整理し、必要な説明を追加する。

**④ 語句の表現の統一****ア 記載内容のうち、表現が統一されていないものの整理  
(課題)**

マニュアル記載内容のうち、同様の内容であるにも関わらず表現が統一されていない部分及び誤解を生じやすい表現となっている部分について、表現を明確化する必要があると考えられる。

**【例】**

- ・ マニュアルに「基づき」政治資金監査を行うべきところ、マニュアルに「従って」「準拠して」行うべきとの表現がある。
- ・ 「監査」という表現が修飾語を伴わずに用いられ、網羅的に確認する必要がある公認会計士法上の監査や政党助成法上の会計監査と誤解されるおそれがある。

**(改定の方向)**

説明内容を変更しないよう留意しつつ、表現がより明確となるよう変更する。

## ⑤ テキストの構成の見直し

### ア 法定研修の利便性を高めるため、マニュアルと政治資金監査実施要領を関連付けて構成

#### (課題)

法定研修では、テキストのページを前後しながら読む必要があり、登録政治資金監査人の利便性を高める必要があると考えられる。

#### (改定の方向)

テキストの配置を見直し、「政治資金監査実施要領」の内容を、「政治資金監査に関する具体的な指針」の関連する部分の次に挿入する。また、挿入された政治資金監査実施要領については、他の部分と区別できるよう、体裁を変更する。

## 3 改定版の決定及び適用

マニュアル及びテキストの改定に際しては、政治資金監査を行う登録政治資金監査人及び政治資金監査を受ける国会議員関係政治団体の実務上の混乱を招かないよう配慮する必要がある。

したがって、平成 21 年分の収支報告書の提出期限後、かつ、平成 22 年分の収支報告書が本格的に提出される平成 23 年 1 月 1 日以前に決定・周知することが適当であり、具体的には以下のとおり運用することが適当である。

### (1) 決定

#### ① 決定の時期

平成 22 年 9 月まで

#### ② パブリックコメントの必要性

マニュアルを定めたときには、パブリックコメントに供したことから、マニュアル改定に際しても、同様の取扱いとする。

### (2) 周知

#### ① 周知の時期

平成 22 年 10 月～12 月（少なくとも 3 ヶ月以上）

## ② 周知の対象と方法

### i 登録政治資金監査人

テキスト改定の概要、テキスト改定内容の新旧対照表及び改定を反映したテキストを送付する。

※マニュアルについてはテキストに含まれるため、別途対応はしない。

### ii 政党

マニュアル改定の概要、マニュアル改定内容の新旧対照表及び改定を反映したマニュアルを送付する。

### iii 個別の国会議員関係政治団体

テキスト・マニュアルとも送付しない。

### iv ホームページ上での公表

マニュアル改定の概要、マニュアル改定内容の新旧対照表及び改定を反映したマニュアルを公表する。テキストについては公表しない。

## ③ 適用（改定内容が政治資金監査の方法の変更に及ぶ場合の取扱い）

平成23年1月1日以降に行う政治資金監査から適用する。

このとき、解散した政治団体に対する政治資金監査については、平成19年法改正時と同様に、適用日以後に解散した団体について改定後のマニュアルにより実施するものとし、適用日以前に解散した団体についてはなお従前の例によるものとする。

なお、周知に際しては、適用の時期を明確にする。

## 4 今後のスケジュール

6月9日（第1回委員会）

→改定内容について検討

7月1日（第2回委員会）

→政治資金監査人へのアンケート結果を踏まえ、改定内容を検討・追加

8月11日（第3回委員会）

→パブリックコメント開始（30日以上）

9月16日（第4回委員会）

→改定内容の決定

10月

→関係者に対し、改定内容を周知（～12月）